



廃タイヤの処理について

質 問

- ①相談者：タイヤ販売店（事業者）
- ②相談案件：廃タイヤの処理
- ③相談内容：今年3月末までは当社にて交換した廃タイヤは産廃許可不要で運搬が可能であった。4月1日より広域再生指定制度が廃止されて、廃タイヤの運搬には許可が必要となった。タイヤ販売店にてタイヤ交換する場合、廃タイヤの処理責任はユーザーか販売店か。

回 答

タイヤ販売店では産廃収集運搬業の許可なく他人の廃棄物（ユーザーの所有の廃タイヤ）を回収、保管、処理は原則として出来ません。ただし、次の場合にはタイヤ販売店が排出事業者となるため、産廃の許可が無い場合でも引き取り可能です。

- ① タイヤ交換というタイヤ販売店の事業活動に伴い引き取る廃タイヤ。
- ② 新タイヤを販売する際に、商習慣として同種のタイヤで使用済みの物を無償で引き取る下取り行為。

